

会議録・報告事項

令和7年度第1回郡山市男女共同参画審議会を開催いたしました。その内容は、下記のとおりです。

会議名	令和7年度第1回郡山市男女共同参画審議会
開催日時	令和7年7月15日(火) 午後2時から午後3時10分まで
開催場所	郡山市総合福祉センター3階 研修室(洋室2・3)
議長	郡山市男女共同参画審議会 会長 幕田 宙晃
出席委員	幕田 宙晃委員(会長)、渡邊 万里子委員(副会長)、伊藤 龍太委員、後藤 秋夫委員、後藤 美津子委員、田中 竜夫委員、永島 恭子委員、羽賀 理恵委員、邊見 昌喜委員、山崎 聡委員、吉村 啓作委員、渡邊 澄真子委員
事務局	市民部長 伊坂 透 市民部次長 笹川 幸江 ダイバーシティ推進課 課長 石田 佐和子 課長補佐 植村 健 男女共同参画係長 武藤 美起子 主任 三瓶 真紀 主査 鈴木 徹 こども家庭課 課長補佐 若穂 困 富江 主査 真部 沙耶香
次第	1 開会 2 委員自己紹介 3 会長及び副会長の互選 4 諮問 5 議事 (1)「第三次こおりやま男女共同参画プラン(改定版)」2024年度実施報告について (2)「第三次こおりやま男女共同参画プラン(改定版)」2025年度実施計画について (3)「(仮称)第四次こおりやま男女共同参画プラン」の骨子(案)につて (4)その他 6 その他 7 閉会
配付資料	・次第 ・郡山市男女共同参画審議会委員名簿 ・郡山市男女共同参画推進条例 ・郡山市男女共同参画審議会規則 ・こおりやま男女共同参画プランについて ・資料1「第三次こおりやま男女共同参画プラン(改定版)」2024年度実施報告 ・資料2「第三次こおりやま男女共同参画プラン(改定版)」2025年度実施計画 ・資料3「(仮称)第四次こおりやま男女共同参画プラン」骨子(案)について ・資料4 郡山市女性委員登用率について ・資料5 男女共同参画推進事業者表彰の募集開始について ・第三次こおりやま男女共同参画プラン改定版

1 開会 (司会：植村補佐)	郡山市男女共同参画審議会 委員 16 名中 12 名出席により会議成立
2 委員自己紹介	出席された委員の方々から簡単に自己紹介 (50 音順) いただいた後、事務局職員紹介
3 会長及び副会長の互選	互選の選出方法について、後藤秋夫委員から「事務局一任」との発言あり。 ほかの委員の方々から「異議なし」のため、事務局案の提示 (石田課長) ＜事務局案＞ 会 長：幕田 宙晃 委員 副会長：渡邊 万里子 委員 委員の方々から「異議なし」のため、事務局案のとおり決定
4 諮問	「(仮称) 第四次こおりやま男女共同参画プラン」の策定にあたり、伊坂部長から幕田会長へ諮問書により諮問
5 議事 (議長：幕田会長)	・新たに委員になった方もいるため、議事に入る前に事務局 (武藤) から、審議会の概要、会議の公開について説明 ・本会議における傍聴希望者なしのため、そのまま会議進行
(1)2024 年度 実施報告について	・「第三次こおりやま男女共同参画プラン (改定版)」2024 年度実施報告について、事務局 (武藤) から説明 → 委員の方々からの質問、意見等なし
(2)2025 年度 実施計画について	・「第三次こおりやま男女共同参画プラン (改定版)」2025 年度実施計画について、事務局 (武藤) から説明 → 委員の方々からの質問、意見等なし
(3)「(仮称) 第四次こおりやま男女共同参画プラン」について	・「(仮称) 第四次こおりやま男女共同参画プラン」の骨子 (案) について事務局 (武藤) から説明 (ここで、プランの名称について「(仮称)」を削除してもよいかを併せて審議依頼) (伊藤委員) 資料 3 の 15 ページにある「多様な価値を尊重する社会への環境整備」、16 ページにある「多様性社会への対応」の件についてお尋ねしたい。

	県においては、昨年度9月にパートナーシップ条例を策定したところで、郡山市としてはそれに連動して市民にサービスを提供できるような準備をされているとお聞きしているが、郡山市独自としてのパートナーシップ条例の制定に関してはこういった考えがあるのかお尋ねしたい。 (石田課長) 昨年6月に制定された県のパートナーシップ条例については、福島県民全体を対象としており、パートナーシップの関係にある方に対して証明書を発行している。 郡山市としては市のサービスを県の証明書を利用した形で提供するという作りになっている。県の条例自体が県民全体を対象にしているため、市としては同じような規定となる条例の策定はせず、県の条例、要綱に基づくサービスの提供をしていきたいと考えている。 市の提供サービスとしては、住民票の続柄を「同居人」から「縁故者」という表記にできる、市営住宅に家族として入居できるなど、その他30いくつかの項目のサービスのリストをHPにあげており、そのサービスを利用していただくという形になっているため、改めて条例の制定の検討は今のところない状況である。 (伊藤委員) パートナーシップ条例に関しては、サービスが重複する部分もあるかと思うが、意識啓発を推進するであったり、郡山市の考えを表明するという部分でも意義のあることだと思っているので、サービスが重複するとしても、パートナーシップ条例を市として独自に制定するというのは、私としては意義のあることだと思っている。その部分については、私の意見とさせていただきます。 もう一つ、資料1の3ページ1番下の欄「ひとり親家庭に対する各種支援制度について市民へ情報提供を行った回数」というところで、ひとり親家庭に対する郡山市等で提供する支援制度に関する情報提供については、離婚届の際とか転入届の際とかに合わせて情報提供するというのをこれまではされていたのかお聞きしたい。 (こども家庭課 若穂岡補佐) 離婚、転入に関しては、市民課の窓口でひとり親の手続きに関してのQRコードを見えるところに貼っており、それをもって読み込んでいただくといった形での周知を行っている。その他には、各種窓口等においてパンフレットの配置や広報こおりやま、市Webサイトでの周知など、多様な媒体を使って周知を行っている。 児童扶養手当の現況届(8月)の際にも、窓口でひとり親の方からいろいろな支援を受けたいという話もあるため、そこにもパンフ
--	--

(4) その他	レットの配置はしている。 (伊藤委員) 離婚届、転入届の際に、ひとり親の対象となるような方とのファーストコンタクトの場合でもあるので、パンフレットを準備されているのであれば、その際にお渡しできたほうが直接的なのかなと思った次第だった。これは意見です。 (伊坂部長) パートナーシップ制度についてお話させていただきたい。 先月の6月定例会でも策定をするべきという質問をいただいた。 現時点で、先ほどの課長の回答のとおりだが、すでに県のパートナーシップ制度があり、市としてもかなりのサービスを提供しているが、その制度を活かして、もっとできるサービスがないのか広げていくのがまず優先だろうという考えと、伊藤委員がおっしゃったとおり、基礎自治体がパートナーシップ制度を創設すること自体に、市としてのアピールにもつながるし、市町村で作ること自体に意味があるというご意見もいただいている。 かたやパートナーシップ制度と密接に関連のある同性婚の訴訟について、地裁では判断が分かれたが、5つの高裁で違憲となっており、今後最高裁の統一判決がなされると思うが、戸籍法、民法自体が根本的に変わってしまうような別なところでの動きもあるため、そういった動きをしっかりと見極めながら、市としてどうするべきか検討しているところである。 その他、委員の方々からの質問、意見等なし (幕田議長) 事務局から話のあった次期プランの名称から「仮称」をとること でよろしいか。 → 異議なし 委員の方々からの質問、意見等なし
6 その他	・資料4「郡山市女性委員登用率について」、資料5「令和7年度郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業について」事務局（鈴木主査）から報告 ・第2回審議会開催予定等について事務局（武藤）から報告 → 委員の方々からの質問等なし